

広報あいかわ（毎月2回10・25日発行）昭和3

予算是、町村が一年間の仕事をおこなつていくため、に基いて作成されるが、同時にどれ位の金がかかるか、またその金をどうして調達するかという計画である。言いかかるならば「その町村の一年間の収入と支出の見積り」であるとも言えよう。であるから予算のたて方のよしあしは町村民の経済生活にとつて大きな影響をおよぼすことになる。たとえば、道路をなおすとか、橋をかける、学校を建てる、消防ポンプを買うといったような仕事をどれだけ使われているか、あるいはそれらの仕事をするために、どれだけの税金を取ることとなるかということになると問題になるのである。したがつて、町村の予算

う。

つままり、それが正しく、しかもその町村の実情にそつており、ひいては住民の要望と合つたものであるかどうかを審議する要があるわけである。

そこでこう

三 解説

うな種類があるかといふことを述べてみよう。

◆予算の種類

予算には、いろいろの区別からみたわけ方がある。まず一般的には「当初予算」「および「追加更正予算」という区別があるが、特殊な場合には「暫定予算」というものもある。

予 算 と は

そのうちでどれがたいせつかということになると、区別をつけることは無理であるが根本となる「当初予算」についてみると、当初予算是本予算とも称されるもので、これは年度開始前に次の一會計年度の一ヵ年間にわたる全体の収入、支出の見積りをたてたもつと予算には、いろいろの区分間に予想されるあらゆることを想定し、すべての収入、支出を計上すべきであり、これが正確に見積られていける限り、その後において変更する必要の生じないものである。

したがつて、将来の一年間に予想されるあらゆることを想定し、すべての収入、支出を計上すべきであり、これが正確に見積られていける限り、その後において変更する必要の生じないものである。

だから、予算の編成や議会の審議に当つては、当初予算には特別な努力が払われなければならぬ。また、当初予算といふものは、年度開始前に効力を生ずるよう議会の議決を経ないと、四月一日以後どんな経費が必要であつても支出することができないから

必ずその日までに成立されなければならない。
従前は、町村長が議会において詳細に審議されるところをことさら嫌つて、年末ギリギリになつて議会招集、当初予算を審議しというあまり好ましくない例もあつたので、昭和二七年九月に地方自治法が部改正され、年度終了の十日前（毎年三月十二日で）に地方公共団体の長必ず当初予算案を提案するよう定められた。

せ 六時ごろ鎮火した。
原因については米内沢
察署で調査の結果、山岡
の失火と判明したが、損
額は約八百六十七万円で
られている。

被災者は次のとおり

山岡	隆一（農業）
山岡	豊吉（同）
伊藤	清助（同）
山岡	貞治（同）
山岡	佐助（同）

耀災者に続々愛の手

雪田部落火災の被災者
対し町ではとりあえず各
に見舞金として一万円づ
き贈つたが、このほか市
復興用材のあつせん、自
農創設資金、国民金融公
資金、世帯更生資金の融
についても協力すること
なつた。

町当局町職組と再度団
交渉 20日 議会全員協議会
葉たばこ耕作者協議会

勤務時間平常に
二三月一日から二月三十日止
去る十一月一日から実行して
いた町職員の冬期勤務時間は
二月末日をもつて、三月一日から
平常の勤務時間に復します。
なお三月からの勤務時間は次と
おりです（総務課）
▽ 執務時間 午前八時三十分から午後
五時十五分まで
▽ 休憩時間 午後零時十五分から午後一時
まで
▽ その他 土曜日は午前八時三十分ま
から午後零時十五分まで

で約四十二件も発生しています。昨年一月中の発生数は二十八件ですかこれに比べると五〇%も上まわっている状態です。これら的原因を調べると放火を除いては殆んどが日常生活の不注意からとなっています。ことにこれらは春の乾燥期をひかえて、ますます火災発生率が多くな季節です。各家庭で次のこととに注意するう、県の防災訓練本では望んでいます。◎ストーブやからだと煙突はよく掃除し

し
件
の
よ
は
す
る
さ
き
の
火
災
予
防
◎ こたつ、あんかなど
は外出の時には必ず
取りはずして後始末
をしておくこと。
◎ 取灰は必ず水を
かけてよく消え
てから処分する
こと。
◎ 子供の火遊びに
はとくに注意す
ること。
◎ 火災は乱雑なと
ころから発生し
ます。家の内外
は常に整とんしてお
くこと。
また、万一火災が発生
した場合の飛火防止や
消防作業のじやまにな
らないためにも冬廻い
は早めにとり除いてお
くことが大切です。

予算とは

三
のである。
か、予算

十日前（毎年三月十二日）

伊藤 貞治
山岡 佐助
同 同

三月一日から立候の
務時間に復します。

の不注意からと
なっています。

さき
◎火災は乱雑なと
ること。

家畜市場誘置も詰合せ

十七日の雪田部落火災についての対策、課設置条例の改正、職員定数条例の改正、三十四年度予算の編成方針、家畜市場の誘置などであつたが、町の機構改革について当局が示した案によると現在の五課一室所一係制から四課一室所とするもので総務、税務、保険の三

西郷事変等に對する民衆行動は三つの町立保育所も同様である。

の所管事項中の財政事務を移し税財政の一本化が考えられている。

保険課の廢止によつて国は今まで定数外であります町職員の定数条例も改正されることになるわけだが、これはいままで定数外であります保育所職員の定数線入れその他必要最少限度に止ることが予想されている。

議会全員協議会
町の機構改革案を説明
II 早ければ年度内に実施か
町議会全員協議会は去る二十日午前九時から開かれたが、この席上で畠山町長は町の機構改革案を各議員に説明、早ければ年度内に、おそらくとも新年度から新機構による町政を行う考えであると言明した。

〔三木田〕は
去る十一月県
の長期農業修業
修生として千葉
県に出発。
現地の農家に住
込んで農業技術習
得に頑張つてい
生産意慾に驚
君の現地だより

るところがあります。わが秋田県に比し立地条件は良いようですが、彼はこの恵まれた条件のものに農業といふものに對しつきざる興味を持ち、と

ひとつたことを十二分に等姓になりたいと胸を躍らせて仕事にはげんでおりましたのでなお今後ともよろしくお願い申上げる次第です

29 日 28 日 1月 27 日 民生委員会
農業団体定例協議会 国保事務監査 (28日迄)
教育委員会 町政メモ

A black and white portrait of a middle-aged man with dark hair, wearing a suit and tie. To his left is a vertical column of Japanese text.

五	右一八	佐藤吉氏
△	△	東小学校
△	△	西小学校
△	△	南小学校
△	△	北小学校
△	△	東中学校
△	△	西中学校
△	△	南中学校
△	△	北中学校
二	二	三月十八
		三月十九
		三月十七
		三月二十
		三月十四
		三月十三
		三月十六
三月十五		



発行所
秋田県北秋田郡
合川町役場
編集責任者
広報係 杉淵佐一郎
(合川町役場総務課)
(TEL合川4番)
(1回発行部数2,500)
定 價 1 部 5 円

市場の廢止が予想されているのでこれを当町に誘置してはとうものであるが、この問題については原則的に異議はないものの予算、敷地等の面についてさらに検討を行つて町の態度を決定することになった。

とは、秋田県の農業とくれば、水稻単作は技術的にもまた収量の面においてもある程度に達しているのではないかということです。これらの方々の不安と壁を打破ろうとの長期研修に参加したのですが、千葉県農民たちの農業に対する

園芸についてたるに於ける限られたの綿密な計画經營に目をはらせるものがあります。彼等は若いうちに一生の命を生きて貯蓄し、その後の楽しい生活を胸に描きながら希望を持つて生きてゐるのです。

はそ
をみ
す。
また町社会福祉協議会
は炊事道具、日赤秋田支
では衣類などを被災者に
つたはか地元南地区は各
老後 帯米一升拠出の“たすけ
きな い運動”を展開、全力を
して 稽災者の援護にのり
して いる。

左記により昭和三十九年度固定資産税課税帳を縦覧に供する。
一、縦覧の期日
昭和三十四年三月一日より三月二十日まで（日曜日を除く）

四台後五時まで（但し土曜日は正午まで）

二、総覧の場所
合川町役場

三、審査請求期間
総覧期間中とする
右告示する。

昭和三十四年三月一日

